公　示

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年2月12日国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第9条第1項の規定により、型式が技術上の規格に適合していると認める遊技機として検定を行った旨を次のとおり公示する。

令和　3　年　5　月　26　日

徳島県公安委員会委員長　森　秀司

1　申請者の氏名又は名称及び型式の概要等

氏名又は名称及び所在地	法人の場合は代表者の氏名	型式の概要				検定番号
		遊技機の種類		型式名	製造業者名	
株式会社 ビスティ 東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号	大塚敏光	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	Pコードギアス 反逆のルルーシュbF	株式会社ビスティ	15079
株式会社 ビスティ 東京都渋谷区渋谷三丁目29番10号	大塚敏光	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	P新世紀エヴァンゲリオン15DX	株式会社ビスティ	15080
DAXEL株式会社 愛知県名古屋市中村区那古野一丁目43番5号	藤田英樹	規則第6条第2号	回胴式遊技機	SロリクラホールドDD	DAXEL株式会社	15081
株式会社 大一商会 愛知県北名古屋市沖村西ノ川1番地	市原髙明	規則第6条第1号	ぱちんこ遊技機	PAひぐらしのなく頃に～囃～AD－FR	株式会社大一商会	15082

2　検定の有効期間
公示の日から3年間。